

# 近代セールス

5.1 金融業務の総合ナビゲート誌  
2011

[www.kindai-sales.co.jp](http://www.kindai-sales.co.jp)

平成23年5月1日発行(毎月2回1日・15日発行) 昭和31年11月21日第3種郵便物認可 第56巻第9号通巻1129号



特集関連レポート

飲食店向け  
開業支援の取組み  
サッポロビールによる

農業との連携。ポイントと地域金融機関の取組み

特集  
ソフト関連ビジネスを  
サポートする

## 特別企画

### 小規模宅地の特例と お客様アドバイス

改正前との比較でみる活用時の留意点

新連載

銀行員が知りたい  
新興国ビジネス事情  
第1回●中国における通販市場の拡大

働き方を変える!  
ワーク・ライフバランス  
第1回●ワーク・ライフバランスの目的とは

連載

マンガ・近藤優の  
リテール相談日記  
第26回●震災後変動したマーケットの説明

徹底解説!  
勝ち組企業の「経営力」  
第23回●セブン-イレブン・ジャパン

おかげさまで  
55周年

徹底マスター！

# 相続アドバイス上達への道



第3回

## 贈与税の主な改正ポイント

・執筆・



**黒川 明**

(税理士)

黒川税理士事務所代表。相続税に関するアドバイスを得意とするとともに、相続税がらみの関連業務・タクシープランニングを手がける。

今回は税務編



今のうちに相続対策として贈与を考えているのですが、税制改正により、贈与にかかるお金も変更されると聞きました。具体的にどう変わるのでしょうか？ 詳しく教えてください。

成23年度税制改正では、相続税と贈与税の大幅な見直しが行われた。今回は贈与税の改正点について解説していきたい（大綱ベースでの解説）。一部内容が確定しているわけではないことに留意）。

**23年度税制改正大綱では  
子や孫への贈与税率を引下げ**

贈与税の改正は曆年課税とされることから、法案が通れば平成23年1月1日以後の贈与から適用さ

れ。また、高額な贈与に対する55%税率は平成24年分からの適用となる。

円の贈与の場合、改正前の計算方法では「 $10000\text{万円} \times 40\% - 125\text{万円}$ 」で贈与税額は275万円となる。一方、改正後には、一般の贈与においては税率・控除額とともに40%・125万円と納税額は変わらないが、直系尊属からの贈与では「 $1000\text{万円} \times 30\% - 90\text{万円}$ 」で贈与税額は210万円となり、65万円軽減される。

また、55%の最高税率が設けられたことで増税となるケースもある。例えば、基礎控除後5000

00円の贈与では、「 $1000\text{万円} \times 40\% - 125\text{万円}$ 」で贈与税額は275万円となる。一方、改正後には、一般の贈与においては税率・控除額とともに40%・125万円と納税額は変わらないが、直系尊属からの贈与では「 $1000\text{万円} \times 30\% - 90\text{万円}$ 」で贈与税額は210万円となり、65万円軽減される。

また、55%の最高税率が設けられたことで増税となるケースもある。例えば、基礎控除後5000

万円の贈与の場合、改正前には「50000万円×50%＝225万円」で贈与税額は2275万円である。

図表2 【改正後】直系尊属からの贈与

基礎控除後の課税価格	税率(%)	控除額(万円)
200万円以下	10	—
200万円超400万円以下	15	10
400万円超600万円以下	20	30
600万円超1000万円以下	30	90
1000万円超1500万円以下	40	190
1500万円超3000万円以下	45	265
3000万円超4500万円以下	50	415
4500万円超	55	640

図表3 【改正後】一般の贈与

基礎控除後の課税価格	税率(%)	控除額(万円)
200万円以下	10	—
200万円超300万円以下	15	10
300万円超400万円以下	20	25
400万円超600万円以下	30	65
600万円超1000万円以下	40	125
1000万円超1500万円以下	45	175
1500万円超3000万円以下	50	250
3000万円超	55	400

図表4 相続時精算課税の適用対象者の改正点

	改正前	改正後
贈与者	65歳以上の父または母	60歳以上の父または母
受贈者	20歳以上の子（子がすでに死亡しているため父または母の相続人となる、いわゆる代襲相続人である孫を含む）	20歳以上の子と孫

図表1 現行の贈与税速算表

基礎控除後の課税価格	税率(%)	控除額(万円)
200万円以下	10	—
200万円超300万円以下	15	10
300万円超400万円以下	20	25
400万円超600万円以下	30	65
600万円超1000万円以下	40	125
1000万円超	50	225

## 孫への贈与についても 相続時精算課税が利用可に

相続時精算課税とは、生前贈与を受けた者が、選択により従来の暦年課税の贈与税制度に代えて、贈与税と相続税を通じて納税をする。

ある。改正後は、直系尊属からの贈与では「50000万円×55%＝275万円」で贈与税額は2275万円である。

孫への贈与については、これまでの暦年課税（110万円の基礎控除を引いた残りに、累進税率によって課税）による贈与と、相続時精算課税による贈与のどちらかを選択できることになる。ただし

この制度を受けることができる。この制度を受けることはできる。この制度を受けることはできる。この制度を受けることはできる。

## 相続時精算課税と暦年課税の比較

では、相続時精算課税を選択し

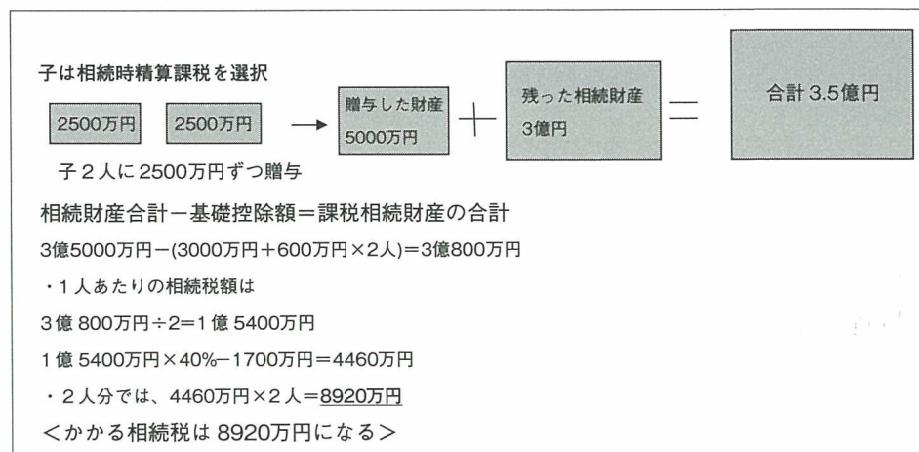
た場合と、暦年課税を選択した場合とを比較してみよう。財産が3億5000万円ある60歳以上の父が、20歳以上の子2人にそれぞれ2500万円ずつ、合計5000万円を生前に贈与するケースで考えていく。

まず、図表5のように、贈与時に子2人が相続時精算課税を選択すると、贈与財産はそれぞれ特別控除額以下だから贈与税額は0円となる。その後、父に相続が発生したときの相続財産は、贈与した

## 相続時精算課税を使えば 有利な場合とは？

結果として、暦年課税を選択したほうが、相続税・贈与税合計で相続税・贈与税合計で相続税を選択したほうが、相続税は、贈与時の価額で相続税の計算に取り込まれる。つまり、将来の値上がりが予想される財産については、相続時精算課税で贈与をしておくと相続税の軽減となり、逆に将来価値が下がるような財産であれば、相続時まで待つて財産の移転を考えるほうが有利ということだ。値上がりが見込めるような高い収益を上げる資産（賃貸不動産等）の贈与など、相続時精算課税のメリットが十分に活かせるケースでの利用を検討したい。

図表5 相続時精算課税を選択した場合



財産の50000万円と残った相続財産3億円の合計3億50000万円、これにかかる相続税額は8920万円になる。

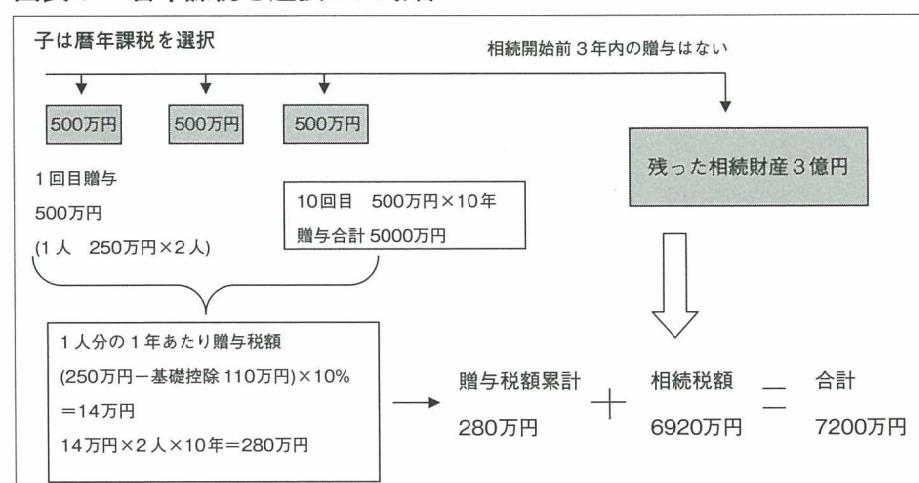
6のように毎年250万円ずつ10年にわたって贈与を行うとどうな

一方、暦年課税を選択し、図表

るか。子はそれぞれ毎年「(250万円 - 110万円) × 10% = 14万円」の贈与税を10年にわたって支払うので、贈与税の合計額は「14万円 × 2人 × 10年 = 280万円」となる。その後、父の相続に6のようになります。

税負担が生じる場合には、従来の暦年課税を使って1人あたり1年間110万円の基礎控除を活用し、実際に相続が発生したときに適用される相続税率より低い税率で少しづつ贈与を受けたほうが、合計税額が少なくなる。

図表6 暦年課税を選択した場合



相続時精算課税を選択しても、基本的に相続財産が減少するわけではない。また暦年贈与を選択した場合、実効税率以下の贈与を毎年繰り返せば、結果として大きく相続税負担を抑えることができるので、お客様には相続時精算課税と暦年贈与のそれぞれのメリット・デメリットを説明したうえで選択してもらおう。